

いじめ

No. 10

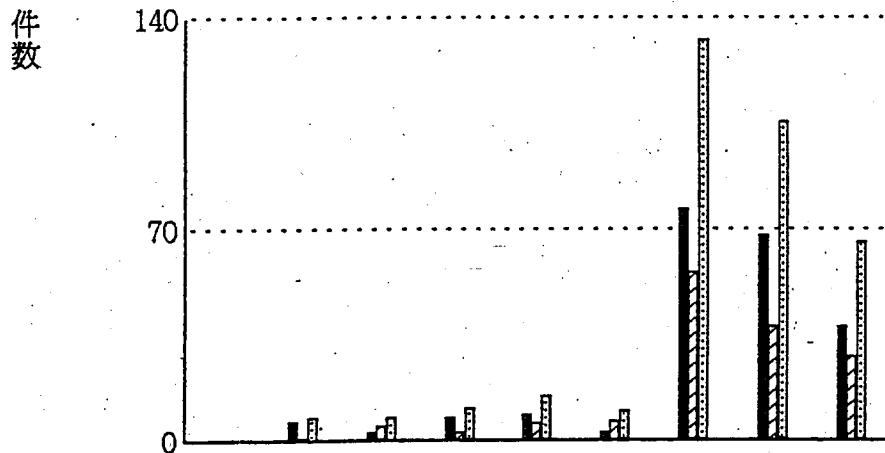
広島県教育委員会

1 「いじめ」の指導状況

(1) 本県における「いじめ」の件数・態様

小学校・中学校（平成 4 年度）

■ 男子 □ 女子 ■ 合計



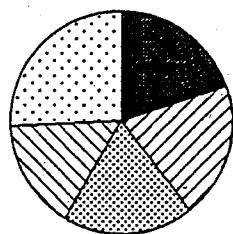
【表記項目の略記】

言葉の脅し	言葉での脅し
集団の無視	集団による無視
冷やかし	冷やかし・からかい
暴力	暴力を振る

態様＜小学校＞

延件数 %

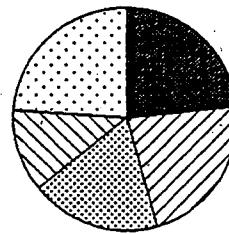
■ 仲間はずし	22	19.6
□ 持ち物隠し	22	19.6
▨ 冷やかし	21	18.8
▨ 暴力	18	16.1
□ その他	29	25.9
合 計	112	



態様＜中学校＞

延件数 %

■ 暴力	155	22.9
□ 言葉の脅し	151	22.3
▨ 仲間はずし	127	18.8
▨ 冷やかし	81	12.0
□ その他	163	24.1
合 計	677	



※ 参考－全国

- 1 校当たり発生件数 ()内は、広島県
小学校 0.3 件(0.1), 中学校 1.3 件(1.2)
- 校種別多発学年
小学校 6 年(26.6%), 中学校 1 年(41.1%)

学校において取り組むべきポイント

- 1 全ての教師が、いじめの問題の重大性を認識し、学校全体として一致協力して取り組み、教師は、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握や問題の早期発見等に努めること。
- 2 全ての教師が生徒理解の徹底を図ることにより、児童生徒が教師にいつでも相談することができる雰囲気をつくり、特に、学校内に深刻ないじめを受けた児童生徒が率直に悩みを打ち明けることのできる教育相談の場を用意すること。
- 3 学校教育活動全体をとおして、学校全体の雰囲気を思いやりや助け合いの精神で満たし、「いじめを許さない」という意識をゆきわたらせること。
- 4 一人一人の児童生徒が存在感、充実感を持って学校生活を送ることができるよう学級や学校生活全体の活性化を図り、生き生きとした学級、学校をつくること。
- 5 家庭や地域との連携を強化すること。

<指導態勢>

- 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について校内研修等で取り上げ、教師間の共通理解を図る。
- 日常の教育活動をとおして、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に対応する。

<教育相談>

- 校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるように教育相談体制を整備し、機能させる。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にする。
- 教育相談では、悩みを持つ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- 教育相談の実施に当っては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図る。

<教育活動>

- 学校全体として、全ての教師がそれぞれの指導場面に応じていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- 道徳、ホームルーム、学級活動の時間等にいじめに関する問題を取り上げ、指導を行う。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- 体罰禁止の趣旨を全教師で確認し、児童生徒との信頼関係を基礎とした指導を行う。

<家庭・地域との連携>

- P T A や地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- 家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などをとおして、家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等地域の関係機関と連携協力を図る。